医療機関における 労働時間管理と36協定について

熊本県医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー 田代 英樹

原則的な労働時間・休日

●原則的な労働時間

法定労働時間の上限は、原則として 1日8時間、1週間40時間 です (常時10人未満の労働者を使用する以下の業種は、特例で **1週間44時間** まで可能)

- ①商業
- ②映画・演劇業(映画製作を除く)
- ③保健衛生業
- 4)接客娯楽業

病院、**一般診療所** や社会福祉施設 が該当します。



000



開院時間や勤務シフトの都合上、どうしても法定労働時間を確保する運用が困難な場合もあり得ます。 その場合は、1年単位の変形労働時間制や1か月単位の変形労働時間制を採用することにより、原則的 な法定労働時間の枠を超えて働かせることが可能となります。

▶休憩時間

労働時間が「・**6時間**を超える場合は、**45分以上**

の休憩時間が労働時間の途中に必要

・8時間を超える場合は、1時間以上

●休日

毎週1日の休日 あるいは **4週間を通じ4日以上の休日** を与えなければならない



労働時間とは①(労働時間の考え方)

労働時間の考え方(判断基準)

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (平成29年1月20日策定)

○ 労働時間とは、<u>使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと</u>をいい、**使用者の明示又は黙示の指示により** 労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならない。

- ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間
- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習 等を行っていた時間
- ただし、これら以外の時間についても、<u>使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時</u>間として取り扱うこと。
- なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の 行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものである。 また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から 義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。



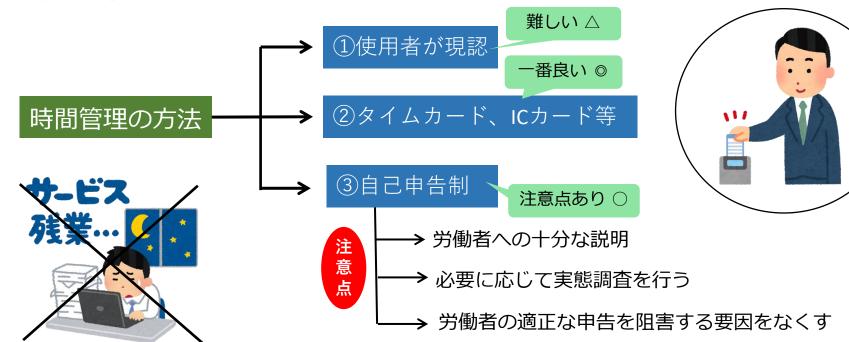
労働時間とは②(労働時間の把握方法)

使用者には、**労働時間を管理する責務**があります。

✓ 労働日毎の、<u>始まり</u>と 終わりの時刻を確認し、 記録しましょう。

サービス残業はダメ だよ。

◎労働時間をきちんと把握していますか?



労働時間とは③(労働時間の客観的な把握方法)

労働時間の客観的な把握

労働基準法においては、労働時間や残業代(割増賃金)について、ルールを設けていることから、使用者には、労働時間を適正に把握する責務があります。

原則的な方法

- ▶ タイムカード、PC等の使用時間(ログインからログアウトまでの時間)の記録
- ▶ 事業者の現認等
 - 図 客観的な方法により把握する必要があります。



2019年**4**月**1**日からは労働 時間の状況を把握するこ とも義務化されました

やむを得ず客観的な方法により把握し難い場合

自己申告による方法が考えられますが、その場合には以下の措置が必要(概要)

- ア 労働時間の状況の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
- イ 労働時間の管理者に自己申告制の適正な運用を含め、講ずべき措置について十分な説明を行うこと。
- ウ 自己申告により把握した労働時間の状況が実際の労働時間の状況と合致しているか否かについて、必要に 応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の状況の補正をすること。
- エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、 当該報告が適正に行われているかについて確認すること。
- オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、労働者が自己申告 できる労働時間に上限を設け、上限を超える申告を認めないなどの適正な申告を阻害する措置を講じては ならないこと。

(注)「やむを得ず客観的な方法により把握し難い場合」としては、例えば、労働者が事業場外において行う業務に直行又は直帰する場合などで労働時間を客観的に把握する手段がない場合を指します

労働時間とは4 (副業・兼業医師の労働時間について)

副業・兼業には、**主たる勤務先からの紹介によるもの**と**医師個人の希望に基づくもの**がある。

- ① 主たる勤務先は**副業・兼業先の勤務**を含めて、時間外・休日労働の上限、連続勤務時間制限、勤務間 インターバルを遵守できるようなシフトを組むとともに、主たる勤務先・副業兼業先・個人の希望に 基づく副業・兼業先でのそれぞれの労働時間の上限(通算して時間外・休日労働の上限規制の範囲 内)を**医師との話し合い等により設定**しておく。
- ② **医師個人の希望に基づく副業・兼業**については、上記のシフト・上限を前提に連続勤務時間制限、勤務間インターバルを遵守できるように副業・兼業先の勤務予定を入れ、**自己申告**する。
- ※ ①・②のシフト・予定は、主たる勤務先及び副業・兼業先で突発的な業務が発生しても、あらかじめ上限規制の範囲内で設定した労働時間の上限を遵守できるよう、ゆとりをもって設定する。
- ③ 副業・兼業先で突発的な業務の発生等により予定していた時間より長く勤務してしまった場合には、 適切な面接指導の実施、代償休息の付与等の観点から、随時、自己申告する。
- ④ ただし、あらかじめ設定した上限の範囲内で労働している場合であって、
 - ・(B・連携B・C水準適用で毎月面接指導が組み込まれている医師については)代償休息が発生し ない場合
 - ・それ以外の医師については、代償休息が発生しない、かつ、月の時間外・休日労働が100時間以上 になるおそれがない場合には、翌月に1か月分まとめての自己申告でもよい。









副業・兼業先との労働時間の通算について①

医療機関も医師も安心して副業・兼業を行えるようにするためには、**副業・兼業を行うことで、長時間労働にならないようにする必要があります**。 そのためには、医療機関は、**主たる勤務先の労働時間を、副業・兼業先の労働時間と通算する など適切な労務管理を行うことが大切**です

労働時間の通算とは

- ① 医療機関は、医師の自己申告などで、副業・兼業先での労働時間を把握し、主たる勤務先での労働時間と足し合わせます。
- ② 副業・兼業先での労働時間を自社での労働時間と合わせた結果、主たる勤務先での労働が、1週40時間または1日8時間を超える法定外労働に当たる場合、36協定の締結、届出、時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。

留意点

- ③ **医療機関の方へ・・・**副業・兼業に伴う労務管理を適切に行うため、届出制など 副業・兼業の有無・ 内容を確認するための仕組みを設けておきましょう。
- ④ **副業・兼業をする医師の方へ・・・**使用者が適切な労務管理を行えるよう、 ご自身でも各勤務先の労働時間を把握し、それぞれの使用者に報告するよ うにしましょう。

6

副業・兼業先との労働時間の通算について②

ステップ1:所定労働時間の通算

- 所定労働時間は、**契約の先後の順**(主たる勤務先と副業・兼業 先)に**通算**して計算する
- ◇ A 病院→先契約、 B 診療所→後契約とした事例

所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算順①:A病院	5時間	5時間		5時間	5時間
通算順②:B診療所	4時間	2時間	4時間	2時間	4時間
所定労働時間の通算	9時間	7 時間	4時間	7 時間	9時間

→通算の結果、月曜、金曜でB診療所の所定労働時間の内、1時間が法定労働時間(1日8時間)を超えており、B診療所で法定外労働に該当します。

副業・兼業先との労働時間の通算について③

ステップ2:所定外労働時間の通算

• 所定外労働時間は、**実際に所定外労働が行われた順**に通算する

◇ステップ1の事例で、A病院⇒先契約、B診療所⇒後契約とし、所定外労働が発生した場合

所定労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算後の所定労働時間ア	9時間	7 時間	4時間	7 時間	9時間
所定外労働時間	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
通算順③:A病院		1時間		2時間	
通算順4:B診療所		1時間			
1日の労働時間の通算 (ア+3+4)	9時間	9時間	4時間	9時間	9時間
法定外労働時間	1時間	1時間	なし	1時間	1時間

⇒通算の結果、**火曜では使用者Bの所定外労働1時間**が、**木曜では使用者Aの所定外労働のうち1時間**が、それぞれ法定労働時間(1日8時間)を超えた労働に当たり、法定外労働に該当します。

副業・兼業先との労働時間の通算について④

管理モデルの基本的な考え方

A病院(先契約)とB診療所(後契約)で、副業・兼業を行う場合、
 A病院での「法定外労働時間」(1週40時間、1日8時間を超える労働時間)と、
 B診療所での「労働時間」を合計して、

単月100時間未満、複数月平均80時間以内となるように、各々の使用者の事業場における労働時間の上限をそれぞれ設定します。

[具体例]

_______ 例:合計1か月80時間まで

A病院 : 法定外労働時間 ⇒例: 1か月45時間を上限

B診療所 : 労働時間全体*

⇒例:1か月35時間を上限

《 使用者Bは労働時間全体を 法定外労働として取り扱います

管理モデルの導入後、**B診療所は、**A病院での実際の労働時間にかかわらず、自らの事業場の「労働時間全体」を「法定外労働時間」として、割増賃金を支払います。

これにより、A病院およびB診療所は副業・兼業の開始後、**それぞれあらかじめ設定した労働時間の上限の範囲内で労働させる限り、他の使用者の事業場での実労働時間の把握を要することなく**、労働基準法を守ることができます。

※管理モデルにおいては、原則的な労働時間通算の考え方とは異なる順序で通算をことから、B診療所において労働時間全体に割増賃金を支払えば、B診療所はA病院での実労働時間を把握する必要がありません。

医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

1 所定労働時間内の研鑽の取扱い

□ 所定労働時間内において、医師が、使用者に指示された勤務場所(院内等)において研鑽を行う場合については、当該研鑽に係る時間は、当然に労働時間となる。

2 所定労働時間外の研鑽の取扱い

- 所定労働時間外に行う医師の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、上司の明示・ 黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。
- 他方、当該研鑽が、上司の明示・黙示の指示により行われるものである場合には、これが所定労働時間外に行われるものであっても、又は診療等の本来業務との直接の関連性なく行われるものであっても、一般的に労働時間に該当するものである。
- 所定労働時間外において医師が行う研鑽については、在院して行われるものであっても、上司の明示・黙示の指示によらずに自発的に行われるものも少なくないと考えられる。このため、その労働時間該当性の判断が、当該研鑽の実態に応じて適切に行われるよう、また、医療機関等における医師の労働時間管理の実務に資する観点から、厚生労働省労働基準局長通知において、研鑽の類型ごとに、その判断の基本的考え方が示されている。

※上司

「業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者」と定義している。

「厚生労働省労働基準局長通知:医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について (令和元年7月1日付基発0701第9号) |

36協定とは

- ●2019(平成31)年4月より、36(サブロク)協定(※1)で定める時間外労働に、罰則付 きの上限(※2)が設けられます。
- ●厚生労働省では、時間外労働及び休日労働を適正なものとすることを目的として、36協定 で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項に関して、新たに指針 を策定しました。

(※1) 36 (サブロク) 協定とは



⚠ 時間外労働(残業)をさせるためには、36協定が必要です!

- ●労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法 定労働時間」といいます。
- ●法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)をさせる場合には、
 - ✓労働基準法第36条に基づく労使協定(36協定)の締結
 - ✓所轄労働基準監督署長への届出 が必要です。
- ●36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「1日、1か月、1年当たりの時間外労働の上 限しなどを決めなければなりません。

(※2)時間外労働の上限規制とは



⚠ 36協定で定める時間外労働時間に、罰則付きの上限が設けられました!

- ●2018(平成30)年6月に労働基準法が改正され、36協定で定める時間外労働に罰則付きの上限が設 けられることとなりました(※)。 (※)2019年4月施行。ただし、中小企業への適用は2020年4月。
- ●時間外労働の上限(「限度時間」)は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなけれ ばこれを超えることはできません。
- ●臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、年720時間、複数月平均80時間以内(休日労 働を含む)、月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。また、月45時間を超え ることができるのは、年間6か月までです。

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項①

(A) 3 6 協定の締結に当たって留意していただくべき事項

- ① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめてください。 (指針第2条)
- ②使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を 負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まること に留意する必要があります。(指針第3条)
- ◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意 しなければなりません。
- ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働 基準局長通達)において、
 - ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まるとされていること
 - ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2~6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければなりません。
- ③時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確 にしてください。 (指針第4条)

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項②

- ④臨時的な特別の事情がなければ、限度時間(月45時間・年360時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。(指針第5条)
- ◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければなりません。
- 注目! 「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。
 - ◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければなりません。
 - ◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率とするように努めなければなりません。
 - ⑤ 1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間 (※) を超えないように努めてください。 (指針第6条)
 - (※) 1週間:15時間、2週間:27時間、4週間:43時間

36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項③

- ⑥休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。 (指針第7条)
- ⑦限度時間を超えて労働させる労働者の<mark>健康・福祉を確保</mark>してください。 (指針第8条)
- ◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協 定することが望ましいことに留意しなければなりません。
- (1) 医師による面接指導、(2)深夜業の回数制限、(3)終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル)、(4)代償休日・特別な休暇の付与、(5)健康診断、(6)連続休暇の取得、(7)心とからだの相談窓口の設置、(8)配置転換、(9)産業医等による助言・指導や保健指導
- ⑧限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間 を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。 (指針第9条、附則第3項)
- ◆限度時間が適用除外されている新技術・新商品の研究開発業務については、限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。また、月45時間・年360時間を超えて時間外労働を行う場合には、⑦の健康・福祉を確保するための措置を協定するよう努めなければなりません。
- ◆限度時間が適用猶予されている事業・業務については、猶予期間において限度時間を勘案することが望ましいことに留意しなければなりません。

医師に係る時間外労働等の上限規制

特定医師のみ 将来 一般則 (暫定特例水準の解消 2024年4月(**令和6年4月**)~ (=2035年度末を目標)後) 年1,860時間/ 年1,860時間/月100時間未満(例外あり) 【労基法による規制 (例外) 月100時間未満(例外あり) ※いずれも休日労働含む 将来に向けて ・年720時間 ※いずれも休日労働含む ⇒将来に向けて縮減方向 縮減方向 · 複数月平均80時間 連携B C-1 C-2 (休日労働含む) ・月100時間未満 C-1: 臨床研修医・専攻医が、 年960時間/ (医療機関を指定)集中的技能向 年960時間/ (休日労働含む) ▶月100時間未満(例外あり) 研修プログラムに沿って基礎的な 月100時間(例外あり) 年間6か月まで ※いずれも休日労働含む 技能や能力を修得する際に適用 ※いずれも休日労働含む 医療催保斯定诗列 ※本人がプログラムを選択 医療機関を指定 C-2: 医籍登録後の臨床従事6 年目以降の者が、高度技能の育成 が公益上必要な分野について、指 **C - 1** A:診療従事勤務 定された医療機関で診療に従事す 医に2024年度以 A る際に適用 降適用される水準 (原則) ※本人の発意により計画を作成し、 1か月45時間 医療機関が審査組織に承認申請 1年360時間 ※この(原則)につい ては医師も同様。 ■※連携B・B・Cは熊本県が指定する。 【医療法による規制】 ■※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。 月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置 勤務間インターバル等の追加的健康確保措置の実施

15

「特定医師」と「特定医師に該当しない医業に従事する医師」とは

労働基準法では、医業に従事する医師の中で、<u>病院や診療所で勤務し、患者への診</u>療を直接の目的とする業務を行う医師を「特定医師」と限定しています。

「特定医師」の2024年4月以降の時間外・休日労働の上限時間は、 A水準で、原則として年960時間となります。

一方、血液センター等の勤務医、産業医、大学病院等の裁量労働制適用医師など、診療を直接の目的として行う業務に従事しない医師は、特定医師には該当せず、一般労働者の上限規制が適用されます。「特定医師に該当しない医業に従事する医師」の2024年4月以降の時間外・休日労働の上限時間は、年720時間となります。

労 働 者

- ・歯科医師
- ・獣医師

「医業に従事する医師」 (適用猶予の対象)

- ・血液センター等の勤務医
- ・産業医
- 大学病院の裁量労働制適用医師

「特定医師」 (医師の上限規制の対象)

- ・病院等で診療を行う医師
- ・診療も行っている産業医

令和6年4月以降の医療機関における36協定について(原則)



医師の時間外・休日労働の上限規制の開始に伴い、医療機関が届け出る36協定届の 様式が新しくなります。

医業に従事する勤務医に時間外・休日労働を行わせる場合には、以下の事項について協定した上で、36協定を所轄 労働基準監督署に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項

時間外・休日労働をさせることができる場合

時間外・休日労働をさせることができる労働者の範囲

対象期間(1年間に限る)

1年の起算日

有効期間

対象期間における

✓ 1日 ✓ 1か月* ✓ 1年*

について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日

※原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)の範囲で協定します。

チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 時間外・休日労働は、以下を満たすこと。

- ∨ 1か月:水準問わず100時間未満※
- ✓ 1年: A水準 960時間以內/連携B水準、B水準、C水準 1,860時間以內
- ※ 1 か月について時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施等する場合は、1 か月の時間外・休日労働が100時間以上となっても差し支えない。

チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上となる場合の措置※

- ✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること
- ✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的措置を行うこと ※1か月の時間外・休日労働の合計が、100時間以上、155時間超となることが見込まれない場合には、36協定に本措置に関する 定めをする必要はありません。

令和6年4月以降の医療機関における36協定について(特別条項)

さらに、臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届(様式第9号の5)を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項(特別条項)

自院で臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における

- ✔ 1か月の時間外・休日労働の合計時間数※1
- ✓ 1年の時間外・休日労働の合計時間数※2
- ※1 水準問わず、1か月100時間未満の範囲で定めてください。ただし、36協定に、「1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に 到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること」を定め た場合、この限りではありません。
- ※2 A、連携B水準 960時間以内/B、C水準 1,860時間以内の範囲で定めてください。

限度時間を超えて労働させることができる場合

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えて労働させる場合における手続き

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置

チェックボックスヘチェックを入れる必要のある事項

連携B、B、C水準の医師について、以下の措置を行うこと

✓ 1年間の時間外・休日労働の合計時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対する勤務間インターバルの確保等による休息時間の確保

併せてチェック

36協定の締結に当たっては、「時間外・休日労働は必要最小限にとどめる」等の留意すべき事項に関する指針が示されています。 (パンフレット32ページ)

令和6年4月以降の医療機関における36協定の記載例(限度時間(45時間)以内)

労働保険番号・法人番号を記載してください。 時間外労働に関する協定届 時間外労働が限度時間(年360時間)を超えない場合は、様式 労働保険番号 第9号の4の協定届を届け出るようにしてください。

1年の上限時間を計算する際の起 算日を記載してください。その1年にお いては、協定の内容を変更して再度 法人番号 届け出ることがあった場合でも、起算

この協定が有効となる期間 を定めてください。1年とす ることが望ましいです。

様式第9号の4 (第70条関係)

	事業の種類		事業の名称						事業の所在地 口は	一の口と9つ火	び安かのりまり。	協定の	有効料
	医療保険業	医療保険業 医療法人〇〇 〇			○ ○○クリニック 大分県(00000) 市001-	- 2 - 3 (電話者	号:00-00	0 - 00	令和6年4月	1日から1年間
			•							延長することが	びできる時間数		
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		24 Mar. d		労働者数	所定労働時間		1 🖩	1箇月 (①につい		②については32	ては 360 時間まで、 0 時間まで)
				時間外労働をさせる 業務の種類 (1日)	業務の種類	業務の種類	業務の種類	業務の種類					起第日 (年月日) 令和6年4月1日
時間が							法定労働時 超える時間	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間? 超える時間?	を 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
労		診察、検査、タ	処置等への対応	医自	軍業務	1人	8時間	3 時間	3時間	4.5時間	4.5時間	360時間	360時間
偷	下記②に該当しない労働者	診察補助、処	置等への対応	看到	護業務	2人	8時間	3時間	3時間	4.5時間	4.5時間	360時間	360時間
		受付、レセブ	'卜等への対応	医療	事 務業務	4人	8時間	2時間	2時間	4.0時間	4.0時間	300時間	300時間
	② 1年単位の変形労働時間制に より労働する労働者	わせて記載してください。	ください。なお、各医療機 また、医業に従事する医 1しますので、当該者につい	師以外の者に	業務の範囲を 明確に定めてく		1 日の法定労働 る時間数を定め		1か月の法定労働印 めてください。上限は4 位変形労働時間制の	45時間です。 (1年	単 てください	定労働時間を超 。上限は360時間 働時間制の場合	です。(1年単
休日	休日労働をさ	合は、併せて記載してく とな必要のある具体的	ださい。		の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)		所定休日 (任意)		労働させるこ	ことができる	労働させるこ	とかできる法定 業及び終業の時刻
備	診察、検:	査、処置等への対応		医師	師業務	1人		水・日祝日	B	1 か月	に1回	8:00	~18:00
100	診察補助	助、処置等への対応		看記	護業務	2人		水・日祝日	B	1 か月	に1回	8:00	~18:00
	上脚で完める時間巻にかかれたが	中期从分解及77/ //	世際も今年 も時間第	かけ 1等日か	このいて 100 時	原土港でかり	わかかたず り	いつの毎日から	この毎日までも可怜!	ア 00 時期を超	温 しかいて ト (8	E 掛け 沿市 オス国	(値)は除さ (

医業に従事する医師については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上、必ずチェックしてください。チェックが ない場合には、有効な協定届とはなりません。

■医業に従事する医師以外の者(看護師、事務員等)については、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の上 必ずチェックしてください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ1年について 960 時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関だおいて当該指定に係る業務に従事する医師 又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については 1,860 時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について 100 時間以上となることが見込まれる医師について ☑ (チェックボックスに要チェック) 面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。)

1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(A 水準医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100 時間以上となつた後での面接 ■ (チェックボックスに要チェック) 指導でも差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。

■ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

令和6年 3月 128 1か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、チェックしてください。また、月100時間 未満を定めていても医師が他の医療機関で副業・兼業を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 氏名

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☑ (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者 であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑ (チェックボックスに要チェック)

職名

令和6年 3月 12日

使用者

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定の締結する者を選ぶことを明確 にした上で、選挙・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してくだ さい。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェッ クがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません

労働基準監督署長殿

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名ま たは記名・押印などが必要です。

令和6年4月以降の医療機関における36協定の記載例(特別条項付きA水準:1枚目)

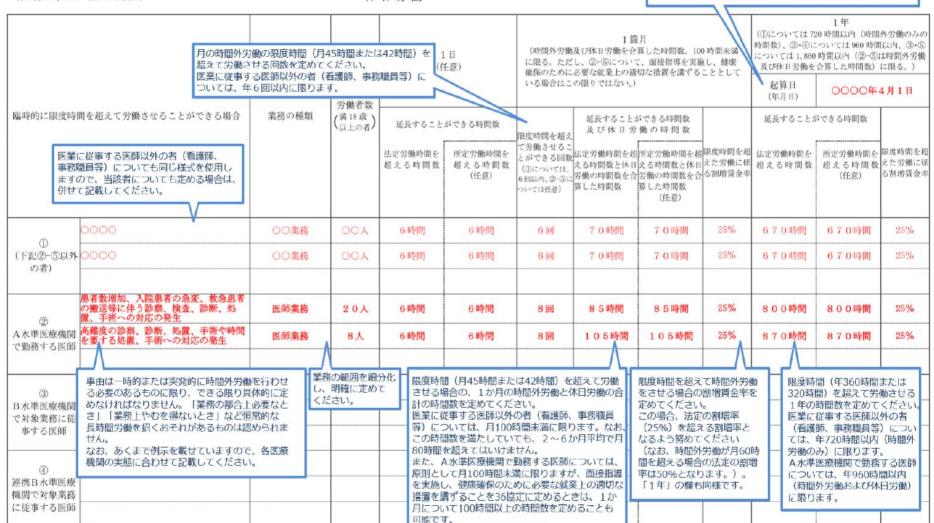
	限度時間を超えた協定を作成な 届が必要です。また、1 枚目は 水準 <mark>共通の記載内容</mark> となります	A水準、B水準、連携		労働保	険番号・法人番号 時間外 休日	労働 ; = 四-	大さい。	労働保険番	1年の上限時間を計算する際の起算日 を記載してください。その1年におい ては、協定の内容を変更して再度届け 出ることがあった場合でも、起算日は 定めてください。1年				なる期間を						
様式第9号の5 (第70条関係) 事業場 (病院、診療所等) ごとに						20 (00)		法人番号		する必要がありま		ためてくたさい。 ことが望ましいて							
	事業の種類	協定してくだ		事業の	0名称			事業の	所在地 (電話	番号)	7 =	協定の有	有効期間						
医療保健業			V _{医想}	寮法人○○ ○○病院			(〒〇〇〇-〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇					11日から1年							
			動をさせる 具体的事由	3	業務の種類	労働者数 (満 18歳 (以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1 E 法定労働時間を提 超える時間数		1 箇月 (①についてけ	(42 時間まで)	1年(①について で、②については お答り	320時間まで) 〇 年4月1 日						
		診察、検査、診断、	処置、手術への対応		医師業務	20人	8時間	3 時間	3時間	4 5 時間	4.5時間	360時間	360時間						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	0000			○○業務	001	8時間	3時間	3時間	4.5時間	4.5時間	360時間	360時間						
		0000		○○業務	004	8 時間	3時間	3 時間	4.5時間	4.5時間	360時間	360時間							
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	中由は具体的に定めてください。なお、各関の実態に合わせて記載してください。まま業に従事する医師以外の者(看護師、事教等)についても同じ様式を使用しますので者についても定める場合は、併せて記載しさい。 対象期間が3か月を超える1年単位の働時間制が適用される労働者についての欄に記載してください。		た、医 携職員 で、当該 してくだ	業務の範囲を明確に定めて			労働時間を超え どめてください。	時間を定	法定労働時間を めてください。 、②は42時間以	①は45 間部	年の法定労働時間 数を定めてくださ 間以内、②は320	い。①は360						
休日	休日労働をさせ	せる必要のある具体的		業務の種類		労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)			労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻							
口労働	診察、検査、診断、処置、手術	手術への対応		医師業務		医師業務		医師業務		医師業務		20人		土日祝日		1か月に1回		8:00~18:00	
190	0000		○○業務		20人	土日祝日			1か月に1回		8:00~18:00								
は定っ	上記で定める時間数にかかわら 余く。)。 医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわら に係る業務に従事する医師又は いて100時間以上となることが 差し支えない。)。	・ず、時間外労働及び 連携B水準医療機関	休日労働を合算した町 から他の病院者しくは	作間数は、 は診療所に	1 簡月について 派遣される医師	医業に このチ: を入れ 有効な! 100 時間未満 (当該指定に 要な就業上の 医業に	定事する医師以 エックボックス てください。チ な定届とはなり でなければなり 係る派遣に係る 適切な措置を記 従事する医師に	外の者(看護師、 に係る事項を労働 エックボックスに ません。 らず、かつ1年に らものに限る。)に	事務職員等) まで確認の上、 こチェックがな ついて 960 時 ついては 1,80 箇月の時間外 チェックボック	については、 必ずチェック ない場合には、 間(B水準医療板 50時間)以下で 停働及び休日労働 フスに係る事項	☑ (チェ	ックボックスに要 水準医療機関にお いこと(ただし、	(チェック) いて当該指 1 箇月に 上になつて						

令和6年4月以降の医療機関における36協定の記載例(特別条項付きA水準:2枚目)

2枚目·A水準記載例

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働 に関する協定届(特別条項) 1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。



令和6年4月以降の医療機関における36協定の記載例(特別条項付きA水準:3枚目)

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記載心得1(9) (健康福祉確保措置) ①~⑩の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定め ①医師による面接指導 ②深夜業(22時~5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) てください。該当する番号を記入し、下欄に具体的内容を な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 の心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ゅその他 記載してください。 限度時間を超えて労働させる場合に 限度時間を超えて労働させる場合における手続 労働者代表者に対する事前申し入れ 医業に従事する医師以外の者 (看護師、事務職員等) につ とる手続について定めてください。 いては、このチェックボックスに係る事項を労使で確認の (該当する番号) (具体的内容) 上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスに 対象労働者への医師による面接指導の実施 チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び (I), (3), (10) 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定 福祉を確保するための措置 職場での時短対策会議の開催 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は 除く。)。 **W** (チェックボックスに要チェック) 医業に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。)に係る事項を 労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。 【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を登算した時間数は、1個月について100時間未満でなければならす、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月につい て 100 時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間以上になつても差し 支えない。)。 ✓ (チェックボックスに要チェック) A水準医療機関で勤務する医師の場合は、 (チェックボックスに要チェック) ③一⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。 チェック不要です。 1か月の時間外・休日労働の合計時間数を月100時間以上で定めている場合は、 協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。 チェックを入れてください。また、月100時間未満を定めていても医師が他の医療機関で 副業・兼業を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。 1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行 (チェックボックスに要チェック) も差し支えない。)。また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 A水準医療機関で勤務する医師の場合は、 ✓ (チェックボックスに要チェック) 1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 155 時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 チェック不要です。 ③一⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。□ (チェックボックスに要チェック) 様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の職名・氏名 0000年 12H 協定の成立年月日 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。 管理監督者は労働者代表にはなれません。 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 氏名 山田花子 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。 投票による選挙 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手 (チェックボックスに要チェック) 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 0000年 3 月 1 5 H 労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、 使用者 氏名 田中太郎 36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、 投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、 00 労働基準監督署長殿 選出方法を記載してください。使用者による指名や、 協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 使用者の意向に基づく選出は認められません。チェッ 押印などが必要です。 クボックスにチェックがない場合には、形式上の要件

に適合している協定届とはなりません。

36協定の労働者過半数代表について①

事業主・労働者の皆さまへ

サブロク

「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は 労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合(過半数組合)がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)と、書面による協定をしなければなりません。

注目!

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※36協定の締結・届出に代えて、労使委員会(労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。)又は労働時間設定改善委員会の決議・届出により、時間外・休日労働を行うことができます。

36協定の労働者過半数代表について②



過半数組合がある場合

過半数組合の要件

■ 事業場に使用されている<u>すべての労働者の過半数</u>で組織する 組合であること



● 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の 過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。



36協定の労働者過半数代表について③



過半数組合がない場合

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

- 労働者の<u>過半数を代表</u>していること
 - 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を 代表している必要があります。
- 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること
 - 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやア ルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参 加できるようにする必要があります。
 - 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を 支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議) がとられている必要があります。





● 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、 その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定 は無効です。

36協定の労働者過半数代表について④

- 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと
 - 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



- ☑ ①労働者の過半数を代表していること
- □ ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した 民主的な手続がとられていること
- □ ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。 ⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です(30万円以下の罰金)。

〈周知の具体例〉

- ・常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、 各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

36協定の労働者過半数代表について(参考書式)⑤

労働者代表信任回覧(参考書式)

医療法人●●会	●●病院			
労働者代表		$\triangle \triangle$	$\triangle \triangle$	

令和●年度の36協定届・就業規則、その他届出の労働者代表として

◆◆で選出された上記の職員を労働者代表として信任します。

番号	氏 名	番号	氏 名
1	00 00	51	00 00
2	00 00	52	00 00
3	00 00	53	00 00
4	00 00	54	00 00
5	00 00	55	00 00
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
50	00 00	100	00 00

全労働者数 100 名

27